

ひろしま地産地消推進県民条例の概要

1 目的

地産地消の取組が、県内農林水産物等に対する理解と愛着を深め、健全な食生活や地域の活性化を促進し、ひいては、県民の郷土愛等を育むことが期待されるため、その推進に関する基本理念を定め、県の責務と、生産者や事業者、県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関し基本となる事項を定め、本県における農林水産業の持続的な発展と県民の豊かな食生活の実現、地域の伝統的な食文化の継承を目指します。

2 条例の主な内容

項 目	内 容
○用語の定義	(1) 地産地消 県内農林水産物等を県内で消費すること (2) 県内農林水産物等 県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品 (3) 生産者 県内で、農林水産物を生産する者及びその組織する団体 (4) 事業者 県内で、県内農林水産物等の製造、流通、飲食としての提供を行う事業者及びその組織する団体
○地産地消の推進に関する基本理念	(1) 県、市町、生産者、事業者及び県民が相互に連携し、互いの立場を理解し、協力しながら行う。 (2) 安全で安心な県内農林水産物等の県民への安定的な供給を基本として行う。 (3) 県民の豊かな食生活の維持向上と地域の伝統的な食文化の継承・発展に資するよう行う。 (4) 市町、生産者、事業者及び県民の自発的な取組を尊重しながら行う。
○県の責務	市町、生産者、事業者及び県民と連携・協力し、地産地消を促進するよう、関連施策を総合的かつ計画的に実施する。
○生産者の役割	より安全・安心な農林水産物の生産に係る責任を自覚し、質の高い農林水産物の生産に努めるとともに、関係者と連携・協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努める。
○事業者の役割	地産地消の推進のため、県内農林水産物等を優先的に取り扱い、使用するよう努めるとともに、行政が実施する取組に協力し、生産者や県民と連携した取組を行うよう努める。
○県民の役割	農林水産業の多面的機能や県内農林水産物等に対する理解を深め、県内農林水産物等を優先して消費するよう努めるとともに、関係者と連携・協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努める。
○県による「地産地消促進計画」の策定	県は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、地産地消の促進に関する計画を作成する。また、地産地消の促進に関する施策の実施状況を毎年公表する。
○県による推進の取組	・地産地消に関する啓発活動 ・県の施設等における県内農林水産物等の優先使用 ・食育推進運動との連携
○多様な主体の連携	地産地消に関係する多様な主体が相互に連携し、地産地消を効率的・効果的に推進するよう努める。

3 施行期日

公布の日から施行します。